

住居確保給付金の再支給の対象者拡大と要件の一部緩和について

緊急事態宣言を踏まえた経済支援策として、**令和3年6月30日まで**の申請に限り住居確保給付金の再支給の対象者が拡大されました。また、現行の再支給の要件も一部緩和されました。詳しくはお問い合わせください。

【変更内容】

	変更前	変更後
会社都合で新たに解雇された方	[要件] ・ <u>常用就職後</u> の新たな解雇であること ・ <u>前回の支給が中止で終了</u> の場合、その理由が <u>収入超過等</u> であること ・新規申請同様の要件（収入、資産等）に該当すること [支給期間] 最長で9か月（*2）	[要件] ・新たな解雇であること（ <u>常用就職後以外も可</u> ） ・ <u>前回の支給終了の理由は問わない</u> ・新規申請同様の要件（収入、資産等）に該当すること [支給期間] 最長で9か月（*2）
上記以外の方（*1）	再支給の対象外	申請期限： 令和3年6月30日まで *期限が延長されました。 [要件] ・新規申請同様の要件（収入、資産等）に該当すること [支給期間] 最長で <u>3か月</u>

*1：新たな解雇以外の離職の方、廃業の方、休業等で収入が減少して離職・廃業と同程度の方

*2：令和2年度中に申請した方の支給期間は、最長で12か月

<お問い合わせ先>

葛飾区役所 自立相談支援窓口

電話：03-5654-8625（直通）

受付時間：8:30～17:00

（月～金曜日 祝日及び年末年始は除く）